

《警察署または運転免許センターでの手続き》

1

運転免許証を自主返納したい方が、臼杵津久見警察署・豊後大野警察署等の警察署又は運転免許センターで「運転免許証」の自主返納手続きをしてください。※代理申請は直接お問い合わせください。

必要なもの

運転免許証（有効期限内のもの）

免許が取り消されると「申請による運転免許の取消通知書」が交付されます

受付時間

大分県内の警察署 平日 9時～12時、13時～16時30分（平日のみ）
（津久見幹部交番・杵築幹部交番を含む）

運転免許センター 平日 8時30分～11時、13時～16時（平日のみ）

《臼杵市役所での手続き》

2

運転免許を自主返納されたご本人又は代理人が、臼杵市役所 市民課(臼杵庁舎)・市民生活推進課（野津庁舎）で「臼杵市運転免許自主返納支援事業」の申請をしてください

必要なもの

- ★ ①で交付された「申請による運転免許の取消通知書」
- ★ 取消となった運転免許証の写し又は健康保健証等の写し
- ★ 認め印
- ★ 臼杵市運転免許証自主返納申請書（市役所窓口にて記入）
◇委任状（様式あり）による代理申請も可能

申請期間

警察署へ自主返納を行って90日以内

① タクシー乗車券 ②臼杵市コミュニティバス回数券 ③大分県バス会社共通回数券

①～ ③の中から申請者が希望する乗車券・回数券を

合計1万円相当 支給します